

令和2年第2回臨時会

(5月26日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和2年5月第2回山都町議会臨時会会議録目次

### ○5月26日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第31号 専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて	3
日程第4 議案第32号 専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	7
日程第5 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	9
日程第6 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	13
日程第7 議案第35号 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて	15
日程第8 議案第36号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	17
日程第9 議案第37号 専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	22
日程第10 議案第38号 専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	23
日程第11 議案第39号 専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	25
日程第12 議案第40号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	26
閉会	33

5 月 26 日（火曜日）

令和2年5月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和2年5月26日午後1時0分招集
2. 令和2年5月26日午後1時0分開会
3. 令和2年5月26日午後3時10分開会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第31号 専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第4 議案第32号 専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第6 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第7 議案第35号 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第8 議案第36号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第9 議案第37号 専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第10 議案第38号 専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第11 議案第39号 専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第12 議案第40号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

---

開会・開議 午後1時0分

○議長(工藤文範君) ただいまから令和2年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(工藤文範君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、吉川美加君、10番、藤原秀幸君を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件

○議長(工藤文範君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤文範君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

**日程第3 議案第31号 専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、議案第31号「専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明いたします。

議案第31号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、令和元年度山都町一般会計補正予算（第7号）について。

令和2年5月26日提出、山都町長です。

提案の理由です。

令和元年度山都町一般会計補正予算（第7号）につきまして、年度内に定める必要がございましたが、議会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。これがこの議案を提出する理由です。

それでは、予算書で説明をしたいと思います。

歳出から説明申し上げますので、18ページをお願い申し上げます。

まず全体を通しまして、事業実績に伴いまして補助金等の確定による財源組替えや事業費の調整を行っているところでございます。

2款1項の総務管理費です。6目の庁舎管理費は、各支所の照明をLEDに更新いたしましたカーボン・マネジメント事業に関するものでございます。

11目企画費から23目熊本地震復興基金交付金事業につきましては、事業実績に伴いまして事業費や補助金等の精算を行ったというものでございます。ほとんどが減額というところでございます。

19ページ、3項戸籍住民登録費は、いわゆるマイナンバーカードに関する交付金で、事業実績に伴う精算でございます。

21ページ、6款1項商工費の7目ふるさと寄附金事業でございます。寄附金額と返礼品などの諸経費の精算を行いまして、2,825万8,000円の減額を行っているものでございます。

23ページをお願いします。

9款教育費におきましては、学校情報通信ネットワーク事業、いわゆる国の10GIGAスクール構想における補助金の減額に伴いまして、起債への財源組替えを行ったものでございます。

24ページ、10款1項2目の過年度農業施設災害復旧費は、111件分の事業費でございます。

特定財源のその他は、県への工事委託分の受益者負担金でございます。

12款2項の基金費です。主なものといたしまして、1目財政調整基金に4,260万8,000円、11目

ふるさと応援基金に1,949万円、12目通潤橋未来への懸け橋基金に10万5,000円、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、9ページをお願いします。

2款の地方譲与税から13ページの12款交通安全対策特別交付金につきましては、補正第6号の後に確定しました金額に合わせまして、今回、補正を行ったものでございます。

その中で、13ページ、11款地方交付税について説明を申し上げます。

今回、特別交付税が確定いたしましたので、2億1,021万8,000円増額補正しまして、総額56億8,264万5,000円となったものでございます。平成30年度と比較しますと約6,534万円の減となるものでございます。

13款の分担金及び負担金から15ページの18款寄附金などの特定財源につきましては、歳出のところで確認いただいておりますので省略をいたします。

16ページをお願いします。

19款繰入金につきましては、それぞれの事業費の確定によりまして財源調整を行いまして、各基金に繰戻すことといたしました。補正額の欄に三角印、いわゆる減額補正で示しているところでございます。

17ページをお願いします。

21款諸収入で過年度分として、公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の収入があります。一般財源として受け入れたものでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

補正6号の後に追加した3事業の3,479万9,000円、変更いたしました18事業、37億8,897万6,000円、総額38億2,377万5,000円となります。うち災害復旧費が約32億6,000万円と85%を占めているような状況でございます。

次に、6ページをお願いします。

第3表の地方債の補正でございます。

学校教育施設等整備事業債の限度額を5,570万円に変更するものでございます。

続きまして、予算書の表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和元年度山都町一般会計補正予算。

令和元年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億1,620万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和2年3月31日専決、山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 19ページのマイナンバーカードのところなんですが、説明では事業費交付金となっていますが、どちらに交付されたのでしょうか。そういう組織に、例えば負担しなければならぬのならば、事業費負担金かなと思いましたが。このカードというか、登録された人口が増えての増なのかとかですね、補足説明をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** お答えいたします。こちらの補助金につきましては、町のほうで交付をしました枚数に応じて交付を受けるものですけれども、マイナンバーカードにつきましては、J-L I Sというところで事務のほうやっております、その交付金は町のほうで受け入れますが、ほぼその金額をJ-L I Sのほうに負担金という形でお支払いしているような状況で、町のほうで丸々頂くという交付金ではございませんで、歳入にも今回計上しておりますけれども、歳出のほうにも枚数が当初の計画より増えましたので、負担金のほうも増えました関係で交付金も増えましたが、負担金も増えたということで、今回補正を組ませていただいております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それは分かりましたけど、私が言っているのは、もらうのは交付金であって、払うの負担金じゃないですか。だから説明の用語が交付金となっていますがということの説明を求めたところでしたので、もしかしたら事業費負担金の間違いかなと思ったところでした。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** 失礼いたしました。19節の負担金のほうで組んでおりますけれども、事業費の名称が事業費交付金ということで文書が参りますものですから、そのまま事業費交付金ということで載せているような状況でございます。

結局、町からもJ-L I Sという、マイナンバーカードを申請したものを送って、また向こうからカードが送ってくるわけですけれども、町のほうから負担金というか、一応名称的には町からJ-L I Sのほうに交付金という形でまたお金を支出するということになって、その名称が事業費交付金ということに文書はなっていましたので、そのまま適用欄に載せているような状況です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 二つお願いします。21ページの商工費のところ、ふるさと寄附金事業費としてマイナスの計上になっていますけど、全体のふるさと寄附金が減ったので、事業費としてもこれだけしか要らなかったということだろうと思いますが、結果、ふるさと納税の寄附金としては、積立ての基金に入れるのは、24ページの1,949万円だったということで理解しているんですかね。以前に比べると、前はふるさと応援基金費として基金に繰り入れるのはもっと多かったと思うんですね。5,000万円とか6,000万円とかだったと思う。もっとあったときもあったと思うんですけど、そのふるさと寄附金事業で取り組むものも教育関係とかいろいろありましたので、ちょっと大変になるかなというふうな思いでおります。

その確認でいいのかというのが一つと、教育関係費で、23ページに各学校の無線LANの整備についての減額の、国の補助が減額されたということですけど、後の起債のほうから見ても1,000万円ぐらい減らされたということですよ。それはどうしてそんなふうに減らされてしまったのかというのの御説明をいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ふるさと納税の件についてお尋ねでございますけれども、令和元年度のふるさと納税の4月から3月までの寄附金については5,025万2,000円ということですよ。前年度が1億500万ほどでしたので、約半分ほどに寄附額が下がっているということになります。

御指摘がありましたとおり、まずは15ページの18款寄附金で5,900万円の当初予算を計上しておりましたが、実績として5,023万2,000円ということで、876万8,000円の減額をしているところです。先ほどの21ページのところで、それに伴います歳出が2,825万8,000円を減額した3,074万2,000円と歳出の計となります。先ほどの歳入の計が5,023万2,000円でしたので、差額の1,949万円を24ページの12款諸支出金の11節ふるさと応援基金のほうで1,949万円を計上させていただいたということになります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** 学校情報通信ネットワーク整備事業に係る国補助金の減額について、理由をお答えします。

当初、町では国補助金の歳入額について、町が積み上げた事業費見込額8,989万9,000円の2分の1の4,494万9,000円を予定し、国に補助金の申請を行うとともに、3月議会で予算の承認をいただいたところでございます。しかし、その後、文部科学省から町積算事業費とは別に、学級数を単位とする文科省が定めた単価に基づく事業費の提示を受け、いずれか低いほうの事業費を補助対象事業費として採用するという通知を受けました。国が定める基準による事業費は6,812万円で、町積算事業費8,989万9,000円よりも約2,200万円低く、国の定める事業費の2分の1の3,406万円を国補助金とするという交付決定を受けたものでございます。これは、当初予定して

いた国補助金よりも1,088万9,000円低いので、その分の歳入額を減額したものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の学校教育課のお答えについて再度質問ですけど、ということは、必要な金額8,989万9,000円は必要なので変わらないけれども、補助金の国の計算の仕方によって、学級数がと言われたですよね。それによって補助金額が減らされたということは、簡単に言えば、山都町の学級数が少ないから、過疎地であるからということで減額されたというふうに捉えられるんですか。どっちにしても、これだけのお金が要るので、予定していた1,088万9,000円は起債になりましたよね。借金をしてしなくてはいけないことになったので、何かそういう国の考え方がどうなのかなという、それだとおかしいなと思って再度質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 国が定める基準の学級数の中には、いわゆる空き教室とか生徒会室等が含まれておりませんでした。当初町ではその分も含めて積算をしたので、そういった分が補助対象とならないということで、アクセスポイントの補助対象とならないということで、その分は補助対象外となったものでございます。

経費の積算の仕方がですね、やはり、町の見積りのほうが少し余裕を持って組ませていただいたというところもございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 議案第32号 専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第32号「専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、説明申し上げます。

議案第32号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

提案理由です。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分を行いました。これが議案を提出する理由です。

それでは、予算書の説明をしたいと思います。

予算書の最終のページを御覧ください。

繰越明許費の変更になります。

第1款総務費、第1項総務管理費のうち、矢部地区簡易水道整備事業について890万円を531万2,000円に変更しております。これにつきましては、矢部（日南田地区）簡易水道整備工事を令和2年度において発注することとしておりましたが、令和元年度において発注契約が完了いたしましたので、これに伴う前払い金を支出したことによる変更でございます。

続きまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（下鶴地区）について303万9,000円を303万2,000円に変更しております。これにつきましては、令和元年度に支出しました事務費の一部を補助対象としたことにより変更でございます。

1枚前に戻っていただきたいと思います。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和元年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正。

第1条、繰越明許費の変更は、第1表繰越明許費補正による。

令和2年3月31日専決、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第5 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第33号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** 議案第33号について御説明します。

議案第33号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第3号、山都町税条例等の一部改正について。

令和2年5月26日、山都町長。

令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、山都町税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、御報告いたします。

改正文を御覧ください。

改正文につきましては、1条から3条までの3条立てになっております。

1ページの第1条、それから、5枚めくっていただきまして、6ページの下から4行目に第2条を記しております。3枚めくっていただきまして、9ページを開けていただきまして、上から6行目に3条となっております。

第3条は、昨年専決処分を行いました山都町税条例等の一部を改正する条例を改めて改正するものでございます。

お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思っております。

今回の主な改正の内容を載せております。こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

主な改正としまして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応、たばこ税の見直しでございます。

まず個人住民税です。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等による改正です。

これまで、同じひとり親であっても、離婚、死別であれば寡婦控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で控除額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。今回、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から改正が行われました。

改正の内容としましては、資料の（1）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しですが、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者について同一の控除として、ひとり親控除が創設され、適用されることとなりました。

(2) としまして、(1) の適用を踏まえまして、個人住民税の人的非課税措置の見直しについても同じようにひとり親を対象とすると規定されました。

次に、固定資産税の関係です。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税の対応でございます。

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者であり、土地または家屋についての所有者とは、原則として登記記録上の所有者となります。固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、現に所有している者、通常は相続人が新たな納税義務者となります。相続登記がなされないと、新たな納税義務者となる相続人を特定する必要がありますが、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力を要します。

今回の改正では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間に、現に所有している者、相続人に対して、条例で定めるところにより、必要事項を申告させることができるようになりました。

今回の改正では、町は一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとなっております。

次に、たばこ税の見直しでございます。

今回の税制改正では、重量に応じて課税されております軽量な葉巻たばこについて、ここでは1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこということになりますが、この葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう最低税率が設定されました。

具体的には、軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本と換算する方法です。この課税方式の見直しについては、令和2年10月1日から実施されますが、激変緩和を図るため、経過措置を講じた上で、令和2年10月1日と令和3年10月1日の2回に段階的に見直すこととなっております。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴いますところの文言の整理と引用している条項の整理でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 説明がちょっとですね、この文の中になくて、説明されましたので分かりませんが、ひとり親のところでも最初のところですね。該当者が同居する親族とおっしゃいましたけど、例えば男性が扶養する子供、例えば仕事の関係で、両親ですね、祖父母に預けている場合とかは同居になりませんが、そういった場合は、これに、控除に値しないのかお尋ねします。たしか「同居する」という言葉が使われたと思いますが、最初のところで。もし違っていたらいいません。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** 申し訳ありません。(1)のところだと思いますが、すい

ません、読み間違えたかもしれませんが、生計を一にする子というふうに説明すべきだったと思います。失礼いたしました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 固定資産税のところで、使用者を所有者とみなす制度の拡大ですけれども、固定資産課税台帳に、今実際、今後出るだろうと思われまして非常に明らかにならない土地ですね、それを今後固定資産税を課すことができるとなりました。

ただ一つだけ聞きたいことは、税金は払います、でも、あなたの所有ではないですよということで、結局、売買とかそういう権利は何も発生しない、税金だけ納める義務が発生するということですか。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** 議員がおっしゃるとおり課税はしますけれども、登記には載りませんので、売買のほうは、ちょっとそちらのほう詳しくありませんが、大体売買は登記の名義人がするようになっておりますので、できないのではないかとというふうに考えます。

よろしいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** もう1点だけ。結局、固定資産税ですので、宅地の場合は宅地で決まった税額ですけども、農地の場合は、やはり非常に荒れるからということで耕作するとかいう方も出てきておりますので、その方々に、やはり調べて、あなたがしているからあなたが払いなさいというふうな感じに受け取れます。非常にこれから先ですね、これを行政ができるということですので、そのところは慎重にですね、どのようにしてやっていくかということは、よく検討しとっていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お願いします。固定資産税の今度は1番のところでは。

先ほど相続人がたくさんおられるときには印鑑をもらって行ってですね、相続放棄の印鑑かな、何かもらって、ちょっとよく分からないんですけど、そういうのが大変だったからということで、氏名、住所等、必要な事項を申告さえすれば印鑑とか要らないということになるということですか。すいません、私がかかっていないので、もう少し説明してもらっていいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** お答えいたします。相続放棄人のことではございませんで、ここに書いてありますとおり、所有者が死亡し、相続登記が行われるまでに現所有者が町のほうに届出をしていただくということでの改正です。

相続放棄の場合は、土地がある以上はどなたかに課税をしないといけませんので、相続放棄をされてあれば、その後の人を相続人を探していくということになります。相続放棄をされた方には課税はできませんけれども、課税をしないとすることはできませんので、どなたかに土地や家

屋がある以上は税金を払っていただく方が必要ですので、その場合は、ここに書いてあるものとはちょっと違うんですけど、相続人は、戸籍とかを請求しながら相続人を探していくという作業を行います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 今の件ですが、ちょっと意地悪な質問になるかと思いますが、家屋とか何とかは、引き続いて子供の方だったり親戚の方がするけんですね、特定しやすいと思うわけですね、使用者が。農地に関しては、ちょっと先ほどもありましたが、私はその農地は使うとらんよと。その農地は、農地だったり原野だったり、私は何も使用していませんと、そういった特定の仕方が非常に難しいかなと思うわけですね。本当に莫大な人的な費用ちゅうか、時間がかかりやせんかなというような気がします。これは法律で上位法で決まったことで、町の条例としても施行していかんとは分かりますけれども、現場におられる課長としてどのような対処の仕方をちょっと今考えておられるか、その点をお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** お答えいたします。議員のお尋ねは、使用しているかしてないかということでございますでしょうか。固定資産税は先ほど御説明したと思いますが、登記簿あたりに、登記をされている方が基本的には納税義務者になりますので、そちらのほうに課税をしていくということになります。ですので、ただ単純に納税者であって、使っていないということでは、税金をかけなくていいということではなくて、登記簿に載っている所有者の方に対しては、使っておられようが使っておられまいが、課税はしていくということでございます。よろしいでしょうか。

（「ちょっと待った。こちらの質問の意味がですね。相続が終わってない場合ですね。終わってない場合かどうか」と呼ぶ者あり）

相続が終わってない場合は、死亡された方の法定相続人の方を、戸籍とかを請求しながら相続人の方を確定して、その相続人の方で代表者を決めていただいて、納税をお願いするということになります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第6 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第34号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第34号について御説明いたします。

議案第34号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

次ページをお願いします。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和2年3月31日、山都町長。

次ページが改め文でございます。

本案は、さきの議案第33号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行例等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

令和2年度税制改正の大綱において国民健康保険税についても見直され、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得を見直すことにより、中低所得層の保険税負担の軽減を拡充するものでございます。

具体的には、国民健康保険税のうち基礎課税額、これは医療分になります。これに係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げました。

また、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げております。

また、土地基本法等の一部を改正する法律により附則を改正しております。具体的には、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例において、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の創設により、新たに条文を加えております。

新旧対照表を御覧ください。

下線を引いている箇所が、今回、改正に係るところでございます。

まず、第2条第2項で、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、同条第4項で、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に改正しました。

第22条においても、今申し上げましたところの関連箇所について改正しております。

2ページを御覧ください。

同条第2号で5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に改正。

次ページ、3ページの上段をお願いします。

同条第3号で、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に改正しました。

4ページをお願いします。

附則。

第4条及び第5条において、先ほど申し上げましたところの低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特別控除の創設に伴い、「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加えております。

改め文をお願いします。

附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4条及び第5条の改正規定は、土地基本法の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

この条例による改正後の山都町健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お願いします。この改正の趣旨は、中低所得者への負担軽減というふうにおっしゃったんですが、具体的に、大体これぐらい今まで払ってらっしゃった方がどれぐらい減るのかとかが、もしシミュレーションが分かればお伝えいただきたいと思います。健康保険税を払うのがとってもきついとされている方の声もよく聞きますので、中低所得者の負担軽減の具体的なところをお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** 西田議員の質問にお答えいたします。改正前と改正後でどのように保険税に影響があったかということでシミュレーションしております。

令和2年度の課税については、まだ課税前ですので、できませんでしたので、平成31年度分で

比較をしております。

医療分に係る課税限度額の引上げと、軽減判定所得の引上げに係る保険税の影響を全体的に申しますと、全体で約100万円の増額になっております。

所得階層別に申し上げますと、230万円以下の階層において減額、全体の8割強を占めております。約4%を占めます580万円超えの階層において増額となっております。間の230万円超から580万円以下の階層におきましては増減がないです。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第7 議案第35号 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（工藤文範君）** 日程第7、議案第35号「専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** それでは、議案第35号について説明いたします。

議案第35号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

提案理由でございます。

町道柚木砥用線につきましては、美里町の町道北野柚木線を起点としまして、町境をまたいで柚木砥用線と同じ路線でつながっております。これまで地域住民の利便性の向上並びに車両の通行の安全性を確保するため、平成26年度から美里町と合同で改良工事を進めてきたところでございます。

なお、美里町におきましては、本年の3月をもって全線の改良工事が終了してまいりました。

なお、山都町におきましては、のり面保護工事と舗装工事が残っているような状況でございますので、本来であれば臨時会を開催していただき、変更契約の議決を得る案件でございましたけれども、梅雨時期の雨によりますのり面の侵食並びに路盤の洗掘を防止する必要がございましたので、専決処分により行ったものでございます。

3枚目をお願いいたします。

公共工事請負変更契約の写しになります。

工事番号、社道改矢第1号。工事名、柚木砥用線道路改良工事。工事場所、山都町柚木地内。変更契約事項、変更工事請負額395万8,780円の増額です。工期、着工、令和1年9月10日。完成、令和2年5月29日。令和1年9月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上期変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月3日。発注者、山都町長、梅田穰。受注者、上益城郡山都町長田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

次のページをお願いいたします。

工事の請負変更契約概要でございます。

工事番号から工事場所、なお契約の相手につきましては、さきに報告したとおりでございます。当初契約年月日、令和元年9月5日。変更契約額6,005万8,780円、395万8,780円の増額となります。

工事内容でございますけれども、施工延長120メートル、幅員7メートルです。

主な工種と数量につきましては、表に記載しているとおりでございますけれども、変更内容としまして、掘削工114立米の増、植生基材吹付工551平方メートルの増、モルタル吹付66平方メートルの減となっております。

次のページをお願いいたします。

位置図になります。山都町の西部地区のほうで美里町と町境のところでございます。

次のページをお願いいたします。

本年度の工事の平面図でございます。ピンク色で着色した部分が今回工事した範囲になります。その中で赤で着色している部分でございますけれども、主に植生基材の吹付面積が増えたところになります。なお、のり面の保護面積につきましては、測点ごとに横断図の数値を基に算出しておるところでございますけれども、測点と測点の間で地山の勾配が変更しておったりした部分につきましては、当初設計では面積計算に計上できなかった部分がございます。

また、のり面の上部には、改良後には旧道として残ります柚木砥用線があり、新たに改良しました道路との高低差が約15メートルありましたことから、通行車両の安全確保とのり面の安定を図るために追加施工したものでございます。

また、グレーで着色した部分につきましては、前年度までに工事が完了したところでございます。右側が山都町の柚木地区、赤い線から左側が町境をまたいで美里町になります。

次のページをお願いいたします。

標準断面図になります。赤色が今年施工した部分になります。その上のグレーで着色した部分につきましては、平成28年から3年間かけて掘削した部分になります。

前に戻っていただきまして、2枚目をお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。

令和元年第3回山都町議会定例会において議決された柚木砥用線道路改良工事のうち、契約金額5,610万円を6,005万8,780円に変更することとする。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月3日、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(自席より発言する者あり)

3枚目をもう一度お願いいたします。先ほど変更契約書の写しの説明の中で、受注者のほうを「山都町長田」ということで発言しましたがけれども、「山都町南田」の間違いでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第8 議案第36号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（工藤文範君）** 日程第8、議案第36号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明いたします。

議案第36号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第1号）について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

提案理由です。

令和2年度山都町一般会計補正予算（第1号）について、議会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。これがこの議案を提出する理由です。

それでは、予算書を持ちまして説明を行いたいと思いますので、12ページ、歳出をお願い申し上げます。

まず、今回の全体的なところでは、新型コロナウイルス感染症に係る予防対策、生活支援、経済活動支援を主な内容としているものでございます。

2款1項総務管理費です。1目庁舎管理費は、各庁舎等におきます感染予防対策の経費として99万円を計上しております。14目情報費は、分散業務あるいはウェブ会議システムのパソコン購入費10台分の306万4,000円でございます。24目特別定額給付金事業につきましては、3節職員手当から13節使用料まで、必要な事務的な経費と、1人当たり10万円の交付金を合わせまして、14億7,185万2,000円を計上しております。

財源は全額国費でございます。現在のところ、6,498件の対象者件数当たり85%に当たります5,505件の口座振込を実施しております。6,498件中5,505件の口座振込というものでございます。金額で12億4,670万円を予定しているものでございます。

2項徴収費は、感染予防対策の一つとして、金融機関窓口混雑の緩和を目的とした口座振替依頼書の増刷費でございます。

3款2項児童福祉費は、子育て支援策として増加するものでございまして、1,788万4,000円を追加するものです。

財源は全額国費となります。事務経費と交付金をそれぞれ計上しております。

14ページ、お願いします。

4款衛生費におきましては、感染予防対策として、各施設におきますマスク、防護服、ゴーグル等の購入経費でございます。

15ページ、5款の農林水産業費では、農林業者向けの制度融資に係る利子補給費、保証料補助金でございます。複数年にわたるため債務負担行為で予算措置を行うものでございます。

16ページをお願いします。

6款商工費におきましては、まず中小・小規模事業者向けの制度融資に係る利子補給補助金882万1,000円を町単独費で、地域経済支援のための補助金として二つの事業がございしますが、合わせまして国の臨時交付金を活用して、4,450万円を計上しております。

8款消費費は、マスク2万枚分の購入費でございます。

9款教育費では、給食の食材調達に係る経費の補償金として、学校給食会から4分の3、町費で4分の1を補償するという経費でございます。

13款の予備費は、調整でございます。

次に、歳入を説明しますので、10ページをお願いします。

16款の国庫支出金、17款の県支出金、22款諸収入につきましては、歳出のところで確認いただきました。

20款の繰入金は、財政調整基金から一般財源として繰り入れるものでございます。

次に、3ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

3ページから7ページにわたりまして、農林振興課、山の都創造課で所管します制度資金融資に係るものでございます。御確認をお願い申し上げます。

それでは、予算書表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,500万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

令和2年5月1日専決、山都町長です。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お願いします。地方創生臨時交付金が1億1,000万円、山都町には来るといふふうに聞いているんですけども、その使い道の一つとして、資料の1と2に書いてありますことがあるんですか。この資料の1と2の説明は今からされる、違う。すみません。

じゃあ、まだその1億1,000万円については、6月議会で説明されるということになるんですかね。すみません。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 地方創生の臨時交付金1億1,100万円の交付の予定ということでございますが、今回出しております分につきましては、6款の商工費におきます4,450万円分を今

回出しておりますし、8款の防災関係のマスク費、合わせますと、4,500万円強を予定をしているところでございます。

この後、本日最後の議案の補正2号、それから、6月定例会に予定しております補正3号で、それぞれ地方創生臨時交付金を活用した事業を提案するというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 12ページの特別定額給付金のことなんですけども、これ1人10万円のことなんですけども、この前のときに、申請書で七百数件かの不備があったというようなことを言われましたけれども、その辺がですね、過ちであってはならんんですけど、そういう結果になったちゅうことは何か検証されたですかね。どういうことでこういう間違いが多くなったのか、その辺りを検証して、次にどういうことがあるか分からんから、そういうことが簡素化できるようなことを今から先は考えていかにやいかんとじゃなからうかと思えます。その辺いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。議員の皆さんも御承知のとおり、特にオンライン申請での混乱というのが度々報道にあるかなというふうに思いますし、今回はもともと30万円の給付金から給付方法と金額を変えたままでの施行となりましたので、担当職員も非常に苦労しまして、県、それから国に対する、今後こういう同様の事業があった場合には、この制度設計の危うさというのを強く申し上げていきたいと思えます。

国で言います部分と末端自治体で実際に事務に当たります部分の大きな差というのは、最終的には住民の方に大きな迷惑がかかっているというのが現在のところの所感でございますし、まだまだあと15%の交付もでございますので、最終的なところを検証しまして、県あるいは国を通じて報告をする必要があると感じております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今の特別定額給付金のことですけれども、85%は申請ができて、口座振替ができますよということで、やっぱり皆さん、早く頂いてということがあるんだなと思えますけれども、ただ、あと15%残っている方について、本来は皆さんもらえる、もらえるというか、私たちが払った税金がちゃんと分配されるということですので、特に、再三申し上げますけれども、申請の仕方が分からずに困っていらっしゃる方とか、いろんな点でこの15%の人にとのように今から取り組んでいかれるのかということをお尋ねしたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まず、本日振り込みの5,505件が無事に終了することの検証を行います。それから、残られました方につきましては、まずはリストアップ、それから、福祉関係、それぞれの方面の情報等々を収集しながら、一日も早い給付活動につなげる

ような仕組みづくりを行っていきたいと思いますが、依然まだ感染予防というところもござい  
ますので、職員もなかなか外に出にくいような状況でございます。

ちなみに申しますと、事務の中で現金の相談は1件もございませんでした。ほとんど口座で解  
決できるというような状況でございます。

やはり添付書類の不備というのが一番多うございましたが、それはもう、住民の方もなかなか  
分かりにくいという御指摘もありながらも、1日、2日のうちには書類がそろって今回の交付に  
なったということに感じているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今、答弁のありました特別定額給付金につきましては、大都市部では  
なかなか支給が遅くなっている中、よく月内でこれだけ多くの振込を処理なさったなというこ  
とで感心していたところです。

質問なんですけれども、16ページにあります新型コロナウイルス対策融資制度利子補給費補助  
金ですね。こちらの制度について、どうなんでしょうか、申請とかは今、上がってますでしょ  
うか。その辺り、実態がもし分かれば教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えしたいと思います。利子補給制度につい  
ては、危機管理対応型とセーフティーネット、この二つの融資に集中をしております。現在、  
セーフティーネットのほうは38件だったと思います。ちょっと申し訳ございません。それと、危  
機管理対応のほうが同じく8件申請が上がっております……。すいません、ちょっと資料を探  
します。

申し訳ありませんでした。令和元年度2月、3月に申請があったのが8件ですね、セーフティ  
ーネットのほうの申請です。それと令和2年度に29件、合わせて37件のセーフティーネットにつ  
いては申請が上がっております。それと、先ほど申し上げた危機関連保証については8件、これ  
は令和2年度に上がっております。合わせて45件の申請が上がっております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告

並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第9 議案第37号 専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第37号「専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** それでは、議案第37号について御説明いたします。

議案第37号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号、令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年5月26日、山都町長。

本案は、この後の議案第38号に関する補正予算でございます。

給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合にあって、その療養のために就労できなかったときに、日数に応じて処方手当金を支給するために予算を計上するものでございます。感染拡大を防止するために、感染症の疑いのある方が休みやすい環境を整備することが重要であることから専決処分を行ったものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款6項1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金677万6,000円でございます。

概要につきまして、資料で説明してまいりたいと思います。お手元に配付しております議案第37号、38号資料を御覧ください。

趣旨、対象者は今申し上げましたとおりでございます。

まず、支給対象となる日数ですが、就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から就労できない期間のうち、就労を予定していた日となっております。

支給額につきましては、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を掛けて支給対象日数を掛けた金額となっております。ただし、1日当たりの支給限度額は、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額となっております。

適用期間は令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のために就労できない期間、ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まででございます。

傷病手当金と給与等々の調整では、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、その期間は傷病手当を支給しないこと。また、受け取ることでできる給与等の額が傷病手当金の規

定により算定される額より少ない場合は、差額を支給することとなっております。

傷病手当金の積算につきましては、対象者を感染者が24名の療養期間30日間、疑いのある者をその10倍の240名の7日間として、1日当たりの支給額を6,320円で算出しております。

対象者数については、国民健康被保険者、そのうち19歳以上の被保険者数、給与等の支払いのある者の数、また熊本県の検査陽性率等から見込み、1日当たりの支給額につきましては、熊本県の最低賃金を参考にしております。

こちらにつきましては、全額、国の特別調整交付金で措置されます。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目2節特別調整交付金として、歳出と同額を計上いたしております。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,365万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年5月1日専決、山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第10 議案第38号 専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第38号「専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** それでは、議案第38号について御説明いたします。

議案第38号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第8号、山都町国民健康保険条例の一部改正について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

専決第8号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例の規定について専決処分する。

令和2年5月1日、山都町長。

次のページは改め文でございます。

本案は、さきの議案第37号に関する条例改正でございます。

給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合にあって、療養のために労務に服することができないときに、当該被保険者に係る傷病手当金を支給するために、山都町国民健康保険条例の一部を改正するものです。感染拡大を防止するために、感染症の疑いがある者が休みやすい環境を整備することが重要であることから専決処分を行ったものでございます。

改め文の次の新旧対照表を御覧ください。

第8条から第10条まで、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金として、新たに条文を加えております。

具体的な内容につきましては、議案第37号で御説明したとおりでございます。資料で既に御確認いただきましたので、説明を割愛させていただきます。

改め文の裏面を御覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から附則で定める日までの間にある場合について適用する。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** この算定基準が労務に服することができなかった日から起算して、3日を経過した日からということですので、3日間はこれに算入しないということですが、この3日という定義はどういうふう決められたことでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 傷病手当金は、このたび国民健康保険とか後期高齢者に初めて導入されるものでございまして、健康保険法の規定を準用されております。同じく3日間を除くものという形になっておりますので、それに合わせてあるものと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第11 議案第39号 専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第39号「専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第39号について御説明いたします。

議案第39号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第9号、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

令和2年5月26日提出、山都町長。

次ページをお願いします。

専決第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和2年5月14日、山都町長。

次のページ、改め文でございまして。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月13日に公布され、同日から施行されたことに伴い、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

具体的には、熊本県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度が創設されたため、町が処理する事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第2条第8号として、今回改正条文を加えております。

公布文を御覧ください。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第12 議案第40号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第12、議案第40号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明をいたします。

議案第40号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

6ページをお願い申し上げます。

歳出のところでございますが、今回、山都町独自の新型コロナウイルス感染症対策としまして、二つの事業を計画したところでございます。

まず、地域経済回復のための消費刺激、移動支援策として、飲食やタクシー等の利用券として、町民1人当たり3,000円分の商品券を配布する事業に要する経費として5,000万円を、企業倒産や事業廃止により解雇された方々への生活支援給付金として、1人当たり定額12万円を交付する経費として1,200万円、合わせて6,200万円をお願いするものでございます。

財源は、前のページにあります国の地方創生臨時交付金を活用するものです。

それでは、予算書表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年5月26日提出、山都町長です。

よろしく申し上げます。

事業の概要につきましては、山の都創造課長より説明を申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、消費喚起・地域経済回復支援事業の概要を御説明させていただきたいと思っております。お手元に配付をしてあると思っておりますが、補正2号、資料1を御覧させていただきたいと思っております。

まず、事業主体については、山都町になります。

目的は、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した町内の飲食店等を支援するため、飲食、タクシー、運転代行に利用できる券を発行して、町民の消費意欲の向上と町内の飲食店の利用を促進することで地域経済の活性化を図ることを目的としております。

3番ですが、券の名称は、「山都食べ行く券」としております。

4番、食べ行く券の発行額についてですけれども、券の発行については、総額4,380万円を予定しております。町民1人当たり3,000円分の1万4,600人分を予定しております。6月1日現在の住民基本台帳登録者数としております。

5番の食べ行く券の額面ですけれども、1枚の額面を500円とし、6枚を1セットで発行する予定です。発行対象者数については、6月1日現在の、先ほどとダブりますが、住民基本台帳登録者の数となります。

7番、発行時期については、今年の6月下旬頃を予定しております。発行方法についてでございますが、特定記録郵便にて世帯ごとに人数分を同封して郵送する方式としております。

9番の使用期間ですが、7月1日から本年12月31日までに使用していただくということにしております。換金については、順次7月1日から来年の1月29日まで換金のほうをしていきたいというふうに思います。換金場所については、山都町商工会本所及び清和・蘇陽支所で行います。

食べ行く券の取扱事業者については、（1）（2）（3）番に示しておりますとおり町内において営業する飲食店、それと、2番目にタクシー事業者、それと、（3）の運転代行業者になります。

13番の制限事項については、主なものだけ申し上げますと、一番上の町内の食べ行く券取扱店で利用できることにしております。それと三つ目の、第三者への転売を禁止すると。それと上か

ら五つ目、真ん中ほどになりますが、本券からは釣銭は出ませんということになります。利用期間については、先ほど言いました本年の12月31日までの利用期間で使っていただくということにしております。

14番の本事業の委託先については、商工会のほうに委託を想定しているところです。

16番の食べ行く券の取扱事業者の申込み受付期間ですが、来月6月5日から6月20日までに町内の事業者には募集を周知をいたしまして、事業者の募集を行いたいと思います。

17、18は飛びますけれども、19番の山都食べ行く券の発行の周知については、町民の皆さんにホームページ、SNS、防災無線、広報等を使って周知を図っていきたいと考えております。

それと、資料2のほうになりますが、山都町失業者支援給付金事業の実施要項になります。

事業の趣旨については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用されていた事業主が倒産または廃業したことにより解雇となった失業者の生活を支援するために、山都町失業者支援給付金を支給するというようにしております。

給付金の対象者については、次のいずれかに該当することということで令和2年4月1日から申請日までに山都町に引き続き住所を有しているもので、雇用されていた事業所が倒産または廃業したことにより解雇となった者。二つ目ですけれども、山都町内の事業所が倒産または廃業したことにより解雇となった者が対象になります。

3番の給付金の支給額ですが、1人12万円、1回限りということにしております。

4番目、給付金の対象期間ですが、給付金対象者のうち、令和2年4月1日から令和2年12月31日の間に次のいずれにも該当することということで、①雇用されていた事業所が倒産または廃業した事実があること、②の解雇となった事実があること、この二つに該当することです。

それと給付金の申請については、給付金の申請書兼請求書、誓約書、その他、倒産、廃業ですとか、解雇となったものを証明する書類ということになります。

6番の給付金の申請時期については、申請開始から令和3年の1月31日までということにしております。

7番の給付金の返還について、虚偽や不正の手段によって給付を受けた場合には返還を命じるということにしております。

以上、給付金の概要について御説明申し上げました。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 失業者支援給付金についてちょっとお尋ねしますけれども、4番ですね、給付金の対象期間というのがあって、給付金対象者のうち、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間にいずれも該当すること。雇用されていたことが事業所が倒産または廃業した事実と解雇になった事実があることというふうになっておりますけれども、実際現場としては、廃業とか倒産とかいうのじゃなくて、会社の都合によりもう仕事が減って、来んでいいよという

ところもあるわけなんです。もうおたくは来なくていい、人員削減するわけですね、企業が。そういうことは今まで20人おったのが、もう仕事がなくなった。飲食店なんか特にそうですね。もう仕事なくなったので、当分の間、もう1年間はもう自分たちでやりますから要りませんよと言われたときには、その人もやっぱり基本的には職業をなくすわけなんです。これは解雇となった事実があると。それは事実的には解雇の話なんですよ。やっぱりその人にとっては、会社の都合でそうなった場合もありますので、ここのところ、もうちょっと緩やかにして、そういうこの2点じゃなくて、雇用された事業所が倒産または廃業じゃなくて、事業所の都合により解雇またはそういうふうにされた場合というのも同じようなことに該当するんじゃないでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。最初、この給付金の事業制度、企画設計をしていく段階で、企業はそのまま残るけども、解雇されるという方も当然いらっしゃるということも想定はしたところがございますけれども、相当数な数に、数が実際把握できない数になるんじゃないかということで、今回は事業所が倒産あるいは廃業した方で解雇された方ということに限定させて、給付金の事業の制度を設計をさせていただいたところです。

確かに会社は残ったまま雇用を切るという事業も当然あるわけですが、それについては、ちょっと国のほうの2次の臨時交付金も予定されておりますし、そういったところでちょっと今後検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これ、そういう対象の人が私も数多くいらっしゃると思うんですね。町内において企業が廃業になったりとか、倒産したり、それという事例、今のところはそうは聞いてないわけですよ。今のところ話を聞くのはそよ風パークぐらいの話で。ほかにもあるかもしれませんけれど。

でですね、本当にそれでいいのか。今、課長が言いましたように、立場は同じなんですよね。今から仕事なくなるのは事実ですから。再度雇用するというものもないわけです。そうなってくれば次の対策で考えるということが起こり得る。そういう人に対応して、きちんとこう話ができるような、多分これ、いろんな形で職業を失うわけですので、いろんな形で対応が出てくるんじゃないかなと思いました。これだけ明確に書かれればもう絶対やられんわけですので、そここのところの対応はどうか、それでいいのかとちょっとこれは不安も残るわけですが、町長、どやんでしょうか。町長、お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、藤原課長のほうから、検討は、後藤議員が言われたような分も検討したというようなことでありますが、その後、倒産をしておられないところで解雇された方々には雇用調整金という形のお金も出るというような形でありましたので、まずは倒産なり廃業した事業所というような形にしたところであります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 2点質問します。今町長からも御答弁があった件は私も資料を拝見して気になってたところで、やはり職を失われる方、解雇を言い渡されて職を失われた方からしてみれば、その事業所が残っていようが、事業が存続してようが、あるいは事業そのものが廃業でなくなっていようが、変わらないというところであれば、そういった職を失われた方々に対する支援の目的の施策だということであれば、やはり両方どちらのケースも拾っていく必要があるかなと思っています。

今、課長のほうからも次策を国からも出てくるのを検討しながらつなげていくというふうにおっしゃられてたので、これはぜひ私のほうからお願いにはなりますけれども、その辺りきちっと検討していただきたいと思います。

雇用調整助成金は、解雇しなかった方に対する、解雇しない場合に対する出てくる手当ですので、解雇されてしまったら、あとは雇用保険しかないというところになろうかなと思います。

すみません、そちらは質問ではないんですが、もう一つ質問のほうなんですけれども、まず一つは、今回のこの6,200万円が、先ほどの専決6号のほうで質問が上がっていました「1億1,100万円の臨時交付金で充てられる分ですか」と言われていた商工振興費ですね。新型コロナウイルス対策の利子補給制度や山都町元気回復プロジェクト、それと、しごと応援給付金、これの4,450万円、これの分とこちらの6,200万円、4,450万円と6,200万円ですか、合わせたところで約1億1,000万円に充てられているという認識でいいのかどうか確認させていただきたいのと、あともう一つ質問したかったのは、食へ行券なんですけれども、町民1人当たり配布いただくということで、これ使われなかった場合、例えばですね、全額使われればいいですけども、使われなかった場合というのは使われなかった分の金額というか、額面というのはどういう処理になっていくのか、そこを確認させてください。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。今回の補正2号につきましては、6,200万円の事業費の財源としましては、御指摘のとおり臨時交付金を充てます。

それから6月定例会にも学校教育施設整備の部分でも約500万円ほど、この事業の充当先としては500万円を与えますが、どれだけ、というのは実績によってかなり事業費が前後するかなというふうに思いますので、なるべくこの交付金を無駄に使わないというか、ちょっと表現には語弊がございますが、有効にされるように、各事業の制度設計も詰めるところもございまして、少し事業の見直し等によりまして、また増額なり、あるいは新たな事業ということで、今後も6月あるいは9月補正等でも出していきたいと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 執行残が出た場合にどうするかということでございましたけれども、今回の臨時交付金事業の食へ行券ですとか失業者支援、それと、しごと応援、元気回復等の事業の中で、必要な事業のほうに余った分を振り分けることも可能ということでございますので、事業の進捗を見ながらそういう予算の調整はしていきたいと思っています。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 経済効果のためにされると思いますけども、食べ行く券ですけども、7月1日から12月31日ということは半年でございますけども、非常に期間が長いなと思います。経済を早く動かしたいということであれば、もう少し、あと3か月ぐらい短めて早く動かしたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺のところはどうですか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 経済の活性化を図るという意味では、もう短期間に使っていただくことが一番いいわけでございますけれども、できるだけ早く使っていただいて、12月まで使用期間を延ばしたというのは年末の飲み会ですとか、そういった部分もありますので、ぜひ広く使っていただくということで期間を設定しております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** すいません、先ほど質問した内容で御答弁いただきましたけれども、ちょっと角度が違っていたので、もう1回だけ、すいません、お願いします。

せっかくこれ5,000万円という金額が今一番ダメージを受けている事業者様の手元に売上げとして渡るといふことで施策されていると思います。で、これが行政から配布をされたものということで、例えば最初は行こうかなと思っていただけけれども、忘れていたとか、そういうことで、利用なされなかった場合に、この5,000万円が満額ですね、山都町内の今ダメージを受けている業者様のところに行かないことも出てくると思うんですよ。そういったことがないようにないかなという思いで、もしこれ使われなかった場合どうなりますかという質問でした。できればしっかり皆さん使っていただきたいので、広く周知のほうをお願いしたいなと思っております。何かその件について御意見ありましたらお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 商店等で利用されたチケットについては、商工会のほうで換金を随時やっていきますので、使用率といいますか、利用されている率というのもあらかた確認ができると思いますので、それを常に確認をしながら、防災無線等も含めて周知をして、利用されていらっしゃる方については、利用していただくような対策を打っていきたいと思えます。できるだけ満額使っていただくような形に持っていったらというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お願いします。ちょっと先ほど先走って私が尋ねたことで、今、1番議員も聞かれたんですけども、もう一度確認です。

地方創生臨時交付金の1億1,000万円のうち、今回6,200万円を出すと。前の補正1号で言われ

たしごと応援給付金と元気回復プロジェクト補助金の4,450万円は別の国県支出金ということになるのかというのが一つ。

それと、今の山都町食べ行く券ですけれども、確認ですけど、これは一遍に3,000円とか6,000円とか使っているんですか。よくこういう券に一部しか補助しませんとかいうね、6,000円分あるけれども、そのチケット式になっているからですね、1回の商品に対して、1枚しか使えないとか2枚しか使えないということはないんですよというのの一つ、それは確認。

それと、コロナ対策としての避難所運営について、いろんな必要になるものが出てくると思うんですね。その辺の計上は今回なされてませんが、次に出てきますかという、3点お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。国の地方創生の臨時交付金につきましては、先ほど説明しましたとおり元気プロジェクト補助金の450万円、それからしごと応援基金の4,000万円の4,450万円と、この補正第2号の6,200万円は同じ交付金でございます。それに、この後、現在も臨時交付金につきましては、積み増しとかいろいろございますので、適宜有効な活用あたりについては、今後の予算でも計上していきたいと思っております。

それはもちろん避難所運営も含めまして、あるいは防護関係、それから、いろんなICT関係に使えるものが出てくれば、そういった形を適宜したいと思っておりますが、なかなか、実を申しますと国の使える交付金の内容も伝わっている部分と実際の部分というのが少し乖離がありますので、常に情報交換しながらやっていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** チケットの使い方についてでございますけれども、お一人3,000円分の500円券が6枚入っているつづりになっているという形になりますが、使い方については、もう自由に。例えば4人家族で1万2,000円分のチケットが来ますので、どこか食事に行かれて1万円分払ったりとか、タクシーに乗って2,000円分使うとかいうことで利用していただいても構いません。例えば、お弁当を買って、800円のお弁当でチケット1枚とプラス300円をされて使っていただくとかですね、そういう使い方も可能だと思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今の食べ行く券についてなんですけど、以前から会議等々でお願い申し上げているところですが、再度お願いしたいと思っておりますのは、ここに使えないところが一部ありますよというふうな注意書きもあるわけなんですけど、この際ですね、本当にこのコロナのおかげで、テイクアウトの文化が育ちつつあるなというふうに私は思っていて、私どものような高齢者を抱えている家はなかなか外食もできませんが、町なかのお弁当等々を持って帰って、「どこどこさんのお弁当よ」なんていって分け合うということも、今回非常にいいことだったというふうに思っているんです。ただ、その情報があまりにも少なかったもので、やっているお店、やっ

てないお店が分かりませんでした。ぜひこういう券を配られるときは、簡単な一覧表でいいと思うんです。これは別に山の都にしてくださいと私は言ってないんです。商工会にぜひこれお願いしていただきたい。これを配るときには、そういう一覧表、連絡先ぐらまで付けて、例えば中華のお店とか居酒屋とか、そういった簡単な情報でもいいですので、この山都町内のいろんな食べ物が行ったり来たりするいい機会になるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひそこはお願いをしたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午後3時10分

令和2年5月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第31号	専決処分事項（令和元年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第32号	専決処分事項（令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第33号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第34号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第35号	専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第36号	専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第1号）		

	の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第37号	専決処分事項（令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第38号	専決処分事項（山都町国民健康保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第39号	専決処分事項（山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	5月26日	原案承認
議案第40号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	5月26日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---